資料１

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議
（第５４回）

議　　事　　録（案）

日　時：２０２２年２月７日（月）午後２時開会
場　所：web 会議（https://jesconet.webex.com）・書面会議併用

１．開　　会

【事務局・鳴海主査】

※　web 開催のため、PCB 処理情報センターに赴いていた担当主査から開始時の説明を行ったもの

第５４回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

循環型社会推進課の鳴海でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、船水座長をはじめ、１１名の委員の皆様はウェブでご出席いただく予定となっております。ほかの方は、書面での参加となっております。

これからのスケジュールについて簡単にご説明させていただきます。

初めに、主催者として、道からご挨拶をさせていただきました後、オブザーバーとしてご出席いただいております環境省からご挨拶いただきます。

続いて、船水座長により、議事を進行していただきます。

会議は、おおむね２時間程度を予定しておりまして、１６時閉会と考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本会議では、議事録を作成し、公表させていただいております。

では、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の土肥よりご挨拶申し上げます。

【事務局・土肥局長】

北海道環境生活部の土肥でございます。

委員の皆様、そして、関係機関の皆様方におかれまして、本日、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本日の円卓会議につきましては、ウェブと書面での開催とさせていただいております。

書面参加の皆様には、本日のウェブ会議の概要などもお伝えしながら、後日、ご意見等を書面でいただくなど、丁寧な対応をさせていただきたいと思います。

委員の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議では、来年度の事業計画などのほか、高濃度ＰＣＢ廃棄物の今後の処理方針等につきましてご説明させていただき、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

本日も限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】

それでは、続きまして、本日、オブザーバーとしてご参加いただいております環境省環

境再生・資源循環局廃棄物規制課長の神谷様より、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【環境省・神谷課長】
神谷でございます。
皆様には、日頃よりＰＣＢ廃棄物の処理につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。
今日はウェブ参加をさせていただいてございますが、本日の会議にご参加いただき、また、北海道、室蘭市におかれましては、会議の準備をいたしまして、誠にありがとうございます。
本日の会議では、先日、北海道、室蘭市から受入れをお認めいただいた福島県対策地域内高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関する経緯及び、前回の円卓会議では説明だけで終わってしまいましたけれども、ＰＣＢの処理の今後の見通しについてご説明させていただくという予定をしております。
ご意見を賜り、ＰＣＢ処理事業所の安全確保のさらなる徹底、早期処理の推進につなげていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】
ありがとうございました。
既に資料についてはお手元に届いていると存じますが、資料５－２については、本日差し替えとなっております。大丈夫でしょうか。

【○○委員】
実は、初めてウェブでやるものですから、要領が分からなくて遅れました。
それで、今日、二つ目の資料が送られてくる予定なのですが、まだ来ていないのです。ですから、資料についてはかなり不足している部分がございますので、そこも踏まえてご発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】
分かりました。大変失礼いたしました。
お手元にない方がいらっしゃるようですので、それぞれの説明の際は、変更になった部分がありましたら、そこが分かるような説明をお願いしたいと思います。
また、お手元にない方についても、分かるようにできる限りの説明としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【船水座長】
資料がまだ届いていないので、画面を共有できますか。説明側で画面を共有いただいて、資料をみんなで見ることはできますか。難しければ結構です。

【事務局・中尾課長】
本日は、回線負荷軽減のため、資料の共有はない予定なのですけれども、ＪＥＳＣＯ会場のほうはどうですか。できそうですか。

【船水座長】
難しければ結構です。

【○○委員】
今しゃべっていることも分かりません。

【事務局・鳴海主査】
今、こちらではその用意ができておりませんので、なるべく口頭で詳しく説明させていただきたいと思います。

【船水座長】
分かりました。

【○○委員】
鳴海さんの言っていることも分からないです。

【事務局・中尾課長】
リモートでの開催に当たって説明いたします。
回線負荷軽減のため、マイクとカメラは原則オフにしていただきまして、ご質問、ご意見を述べられる際は、手を挙げる、挙手の操作をしていただき、船水座長から、○○さん、どうぞと言われましたら、マイクとカメラをオンにしていただき、発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、マイクとカメラをオフにしていただくようお願いいたします。
ＪＥＳＣＯ会場の４名の委員の方々は、ご質問、ご意見を述べられる際は、近辺におります担当の者に合図いただきますと、担当の者が発言のための操作をいたします。
船水座長は、ＪＥＳＣＯ会場のどなたが発言したいのか分からないと思いますので、「ＪＥＳＣＯ会場さん、どうぞ」とおっしゃっていただきたいと思います。
今申しましたけれども、画面上での資料の表示は回線負荷軽減のために行わないこととしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。
進行を船水座長にお願いいたします。

２．議　　事

【船水座長】
それでは、今日は議題がその他を入れて６件ありますので、なるべくてきぱきと４時を目がけてやっていきたいと思います。どうかよろしくお願いします。
それでは、一番最初が前々回第５２回及び前回第５３回の議事録についてでございます。
これについては、事前に皆様にお送りをしているということもありますので、特にご意見がなければこの場で了承したいと思いますが、ご意見はありますか。どうでしょうか。
発言を希望される方は手を挙げていただくか、もしくは、名前を言ってください。
それから、会場で発言を希望される方はおられますか。先に会場の方に伺います。
このとき、鳴海さんが返事をしてください。

【事務局・鳴海主査】
特に委員の方はいらっしゃいません。

【船水座長】
分かりました。ありがとうございます。
ウェブで参加の方、何かご意見はございますか。

【○○委員】
さっき申し上げたように、第２通目の郵便物がまだ届いていないのですね。それで、第５３回の分はまだ届いていませんけれども、それは大丈夫です。私のほうではある程度記憶しています。

【船水座長】
分かりました。ありがとうございます。
それでは、特段のご意見がないということで、議事録を確定させていただこうと思います。ありがとうございます。
それでは次に、二つ目の議事に移りたいと思います。
二つ目の議事は、福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理についてでございます。
この件に関して、説明も含めて大体３０分ぐらいを予定しております。
ですので、まず、中尾課長から資料２の説明をいただいて、その後、ご質問を時間が許

す範囲で行いたいと思います。もし時間が足りないようでしたら、この件に関して、恐縮ですけれども、書面できちっとした質問とご意見等をいただいて、それをまた次の回にきちっと対応いただくという２段構えで行きたいと考えています。

それでは、皆さん、まず、手元に資料２をご用意ください。

それでは、中尾課長、お願いします。

【事務局・中尾課長】

道庁の中尾です。よろしくお願いいたします。

昨年、道と室蘭市は、国の処理方針を妥当と認めまして環境省に伝えたところですが、ここでは、その経緯等について私から説明させていただきます。

資料２をご覧ください。

この資料は、昨年１２月に道のホームページに公表した資料でありまして、その際、監視円卓会議の委員の皆様にも郵送しております。

また、室蘭市のホームページにも、市が整理した事業として、ほぼ同じ内容のものが公表されております。

２ページの１番、これまでの主な経緯をご覧ください。

昨年３月の監視円卓会議において環境省から処理方針の説明があり、４月に室蘭市と道が環境省に対し地元への丁寧な説明を申し入れて以降、７月、１０月と２回の監視円卓会議、また、環境省による住民説明会が７月、１１月に計３回開催されたこと、その後、道と室蘭市による現地確認、有識者への意見聴取を行ったことを記載しております。

そして、１２月の市議会において、室蘭市長が受入れを判断したこと、同様に１２月に北海道知事が国の処理方針を妥当なものと認める旨を道議会で答弁しまして、１２月２２日、道と室蘭市は、処理に当たって対応を求める事項を申し入れたというのが主な経緯であります。

２番の住民説明会の概要については、環境省がこれまでも説明しており、ここでは説明を省略させていただきますが、参加者数は延べ１７６名ありました。

この資料の４枚目についている資料１に概略を整理しております。

続きまして、３ページの３、監視円卓会議の状況をご覧ください。

これまでの監視円卓会議の状況を簡単に整理しております。

３月の第５１回の会議では、環境省が初めて処理方針を説明し、委員の皆様からは、原子力発電所内のものは含まれていないのか、処理残渣の扱いについて整理が必要、室蘭の技術が生かされるのはよいこと、住民への説明が必要などのご質問、ご意見が出されたところです。

第５２回の会議は、コロナの影響により、開催が６月２日から延期となり７月の開催となりました。この会議では、環境省から安全策などについて説明があり、委員の皆様から多くのご質問、ご意見が出されまして、予定時間を超過したため、次回に持ち越しとなり

ました。

委員の皆様からは、室蘭の施設で処理する法的根拠はどのようになっているのか、放射性物質の付着量はどのくらいか、室蘭における処理技術により福島の復興に貢献したい、現在の保管状況はどうなっているのかなどのご質問、ご意見が出されました。

続きまして、１０月の第５３回の会議、前回の会議でございますが、ここでは質疑応答の後、委員のお一人お一人がご意見を述べられ、船水座長が、道と市はこれらの意見を十分参考にしていただきたい、監視円卓会議は今後も国などから報告いただきながら注視していくとして終了しました。

４ページをご覧ください。

委員の皆様からは、ＰＣＢ開始のときも多くの人が不安に感じたが、リスクコミュニケーションにより乗り越えられた、今回も安全対策をしっかり行えば、室蘭の技術が福島復興のよりどころになる、基準を遵守し早急に処理していくべき、福島への側面からの支援になる、放射性物質に汚染されたものを移動させて処理すべきではない、作業員への周知をしっかりと、安全性について第三者の意見もあるとよい、福島を助けたい、役所、政府を信頼するかどうかの問題、専門家による現地の確認が必要、処理をしないという方法も検討したほうがよいといったご意見が出されました。

以上、委員の皆様から本当に多くのご意見が出されたところでありますが、概略としてこのように整理させていただいております。

４、パブリックコメントの結果については、既に環境省から説明されておりますので、ここでは省略させていただきます。

次に、５、現地確認です。

道と室蘭市は、１１月、それぞれ職員２名を現地に派遣し、環境省がこれまで説明されてきた処理対象物の保管状況等について確認してまいりました。

現地確認には、廃棄物処理の専門家であり、円卓会議の副座長でもあられる室蘭工大の吉田英樹先生に有識者としてご同行いただきました。

現地では、仮置場３か所に保管されている対象物の保管状況を目視で確認するとともに、一部の機器を抽出し、表面汚染密度を測定したほか、関係書類を確認いたしました。

その結果、仮置場における処理対象物は全て適切に保管されていること、表面汚染密度の測定結果は国の結果と同程度であったこと、原発内のものは含まれていないことなどについて確認しました。

詳細については、この資料の４枚目の裏、右肩に資料２と記載のあるペーパーをご覧ください。

ここに記載してあるとおり、保管状況等の現地確認を行った場所は、浪江町の請戸仮置場と棚塩第３仮置場、双葉町の上羽鳥仮置場、処理対象物が保管されている仮置場はこの３か所ですので、３か所全てに行きまして、目視による確認のほか、道や室蘭市の職員が一部の機器を抽出し、表面汚染密度の測定等を行いました。

このほか、仮置場に集約する前の保管場所１か所を選定し、こちらにおいても、道や室蘭市の職員が一部の機器を抽出し、表面汚染密度の測定を行いました。

現地調査の結果については、このほか、次回の円卓会議の場において吉田先生からもご説明いただく予定です。

吉田先生、次回、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田委員】

承知いたしました。

【事務局・中尾課長】

ありがとうございます。お願いします。

次に、５ページの６番、有識者からの意見聴取をご覧ください。

国の示す安全対策に基づき処理する場合に放射性物質による影響などについて確認するため、放射線科学や廃棄物の処理に関する有識者の方々に科学的見地からのご意見をいただきました。

ご意見をいただいた有識者及びご意見の項目は（１）のとおりであり、放射線科学の有識者として北大アイソトープ総合センターの久下裕司先生、廃棄物有識者として吉田英樹先生にお願いいたしました。

先生方からは、対象物の搬出に当たっては、放射線管理区域からの物品の持ち出し基準を準用し、表面汚染密度が１平方センチメートル当たり４ベクレル以下であることを確認したもののみとしていることは妥当と考えられること、公衆への被曝のリスク評価に関しては、空間線量率と排気中の放射線濃度の監視体制、ＪＥＳＣＯ北海道事業所の廃棄設備の処理能力についても適切であるといったことなどの見解が示され、また、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理作業に当たっては、放射性物質に対応する特別な装備の必要はないが、作業中は個人線量計を装備させ、測定データを公表することが重要であるとのご意見をいただいたところです。

なお、意見聴取に先立ち、（２）に記載しておりますが、吉田先生には福島県対策地域への現地視察を、久下先生にはＪＥＳＣＯ北海道事業所における処理状況を視察いただきました。

詳細については、この資料の最後の２ページ、右肩に資料３と記載のあるペーパーをご覧いただきたいと思います。

続きまして、６ページをご覧ください。

７、国からの申入れですが、１１月から１２月にかけて、環境省から道や室蘭市に対し、地元の皆様に可能な限り丁寧な説明を行うことができたとして、安全に処理を進めることに理解を求める申入れがありました。

８、判断の考え方ですが、道はこれらの内容を総合的に検討した結果、国による十分な

安全性の確保とともに、モニタリングや情報公開が適切に行われることを前提として、国の処理方針を妥当と認め、道としても独自の環境モニタリングを行うなど、住民の皆さんの安全・安心の確保に取り組んでいくこととしたところです。この判断は、１２月の道議会における知事答弁の内容となっております。

９、国への回答をご覧ください。

１２月２２日、道と室蘭市は、環境省を訪問しまして、作業する職員には個人線量計を装着させて公表することや、モニタリングの実施と速やかな公表、原発内で発生したものは含まれないことを確認することなど、ここに記載している五つの項目について対応することを求め、環境省からは、これらの事項を確実に履行する旨の回答を得たところです。

道からの報告は以上になります。

【船水座長】

中尾課長、ありがとうございました。

それでは、委員の先生方からご質問があれば伺おうというふうに思っています。

ここに２０分ぐらいの時間を割けるかと思っています。

まず、情報センターの会場で質問のある方はおられますか。

今、3名からご質問があるということですので、3人にご質問をいただこうと思います。

では、情報センターの会場から、どうぞお話しください。

【○○委員】

判断するのには資料が要るのですが、向こうの保管所にあるものの数、１，２６１台のもの、ほかにもありますけれども、そのうち、報告されているのが３００台ちょっとですね。ほかは全然分からないです。

それから、仮置場ではなくて、保管所というのは１９か所ある。そのうちの１か所、南相馬は、ここに書かれているのですが、環境省の測定値もなし、１８か所は何も分からない。そういうふうなところで安全であるから受け入れますという判断は、少なくとも常識があればできないですね。私はできません。こんなことで、はい、安全ですというわけにはいかない。これが一つの問題です。

それから、もう一つというか、まだたくさんあるのですが、いわゆる放射性物質汚染対処特措法を室蘭に持ち込むということについては、２０１５年でしたか、環境省が中央環境審議会の意見具申を当たってというか、意見具申をいろいろその後考えた上で、その考え方を述べているのですが、そこに述べている考え方からすると、環境省の考え方からすると、ここに福島の特措法は持ち込めないというふうに思うわけです。その点についての説明がない。今までにないです。ただ、福島の特措法でやりますという説明だけで、そういうところの法的なきちっとした首尾一貫した説明がない。持ち込みますと言っているのですよね。私は反対ですということを考えておるわけですが、そういうふうなことで、そ

う簡単に北海道庁が、あるいは、室蘭市がオーケーと言われましても、もっと話し合って、そこの理解が得られないと、ちょっとどうしようもないというところに来ている。

つまり、環境省の説明が非常に大ざっぱで、やります、これでよろしいという感じになるので、こちらは意見の言いようが非常に難しいということもあるのです。一つ一つをきちんと整理しながらやっていかなければならないと感じます。これは非常に大まかな形で、一つ一つ問題を全部出さなければいけないと私は思っております。

【船水座長】

ありがとうございます。

質問がよく分からなかった部分がありますけれども、一つ目の意見は、他の場所についてもきちっと見たのかという理解でよろしいですか。

【○○委員】

他の場所を見たのではなくて、そのデータがないから、何とも言いようがない。

【船水座長】

見たというのはデータも含めてのことでございます。分かりました。

では、一つ目についてレスポンスいただける可能性はありますか。

【事務局・中尾課長】

一つ目についてお答えしたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、残りの１８か所は道も室蘭市も訪問はしておりません。ただ、１９か所の一覧表については確認し、環境省からは説明はいただいているところです。

【○○委員】

日本語が分かりません。

【船水座長】

ちょっとネットの状況が悪いので、映像を閉じて音声だけでお話しください。どうぞ。

【事務局・中尾課長】

確かに、環境省からの説明では、仮置場に集約する前の保管場所、あと残り１９か所に分散して、まだ集約されていないという説明を受けていまして、その一覧表については、私どものほうで押さえております。教えていただきました。

おっしゃるとおり、そこの状況というのは、環境省自体も表面汚染密度等はまだ測定しておりませんので、私どもの今回の確認の中では、そちらに伺って測定するということは

行いませんでした。
　ただ、今までこの仮置場に集約された３か所について、しっかりと確認をし、これから先、集約前保管場所から仮置場に集約された後、環境省では、今までと同様、しっかりと表面汚染密度等を確認していくという説明を受けたところです。

【船水座長】
　分かりました。ありがとうございます。
　二つ目の件は、回答が大変そうなので、次回、ある種の文書でお願いすることでいいですか。

【○○委員】
　はい。

【船水座長】
　ありがとうございます。
　それでは、お二人目、情報センターにおられる委員から五、六分でお願いします。

【○○委員】
　まず、第１点目は、今回の報告は……。

【傍聴者】
　大きい声で言えないですか。全然聞こえないです。

【船水座長】
　聞こえていますよ。続けてください。大丈夫です。

【○○委員】
　会場の人に聞こえていないです。

【傍聴者】
　会場では聞こえないです。

【事務局】
　すみません。ウェブ会議の都合上、大きくしてしまうと、また音が入りづらいという状況がありまして、申し訳ないのですけれども、このぐらいの音量でさせてください。

【傍聴者】
　では、私たちはいなくてもいいのですか。

【事務局】
　そういうわけではございません。

【○○委員】
　この内容については、以前に発表されたものと何も変わっていない。ということは、先ほどからの報告の中にあるように、監視円卓会議が３回開かれた、それから、市民説明会で１７６名が参加していろんな市民の発言があった、そこがほとんど顧みられていないということなのですよ。非常に任意にしか意見が抽出されていないという点では、これはもう１回やり直ししたほうがいいと思います。ここの部分については。これが第１点目。
　それから、２点目は、この間に各種市民団体からいろんな質問がどこどこに、あるいは、環境省に行っていると思います。
　私も２回、環境省も含めたら３回出していますけれども、最後の道に対する質問状が期限内に来なかった。そして、そのときに、道から、期限内に答えられないので延期させてほしいという申出がありましたので、私はいいですよと言って、それから１週間以上たっています。これらのことは、実は我々が質問していることに対して回答がなければ、今回のこの議案というのが見えないのです。
　その一つの中に入れていない、環境省に真に私は６か月以上前にお願いしているのですけれども、今、○○委員からもお話があったように、保管されている機器の形式から一連の資料を全部我々に公開してほしいということをお願いしているのですけれども、いまだ回答はありません。
　この間に、道のほうにもどうなっているのかと聞いたら、環境省に問合せしますということで中継ぎをしていただいたのですけれども、返事がありません。
　しかし、今の道の人のお話だと、データを持っているというお話がありました。この矛盾はどこで出てきたのか。我々委員には何も出てこなかった。だから、議論をするにも議論の基礎がないのですよ。これが２点目です。
　３点目は、これは行政の在り方の問題になりますけれども、福島に行って見てきて、問題はありませんでしたというお話ですけれども、行政は必ず行政行為として、必ず福島にある持ち物は環境省が管理している持ち物ですから、勝手に行って勝手に見ることはできないはずです。当然、道は、必要な行政文書をつくって、それも知事の名前でつくって、環境省にこういう目的でこうしたいのだけれども、認めてほしいという申入れ的な文書があるはずなのですよ。そこには、何をどうするかということを全部詳細に書いているはずなのだけれども、それが公表されていない。結果としては、ここの文章に書かれているものの範囲でしか我々は情報としてないわけですよ。つまり、正確な情報が我々の中に公開

されていないということですね。

それ以外のことについては、私は公開質問状の中にある程度事細かく質問していますから、後で回答は来ると思うのですが、そういう点では、監視円卓会議がなぜ、私は電話ではやり取りしましたけれども、監視円卓会議がなぜ今日急いで、まだ急ぐ必要ないのではないかというお話をしたのだけれども、開かれたということについては、私はやり方としては非常に疑問を感じています。

もう１点は、今回の有識者の中に監視円卓会議の委員を選んでいるのですね。当然、これは我々にすれば意外というか、えっということになります。ということは、前回と前々回の監視円卓会議の中で、監視円卓会議として福島の状況を視察したらどうかという意見が委員の中から出ていました。それについては一切顧みられないで、道独自の判断でそれらが行われたわけです。その点では、私は非常に監視円卓会議で出た意見を尊重したという形には何も見えない。そういう点でいけば、非常に、我々は無視されたなという感じを受けています。

本来であれば、監視円卓会議の意見として出ているのですから、道もそれらを考慮して、監視円卓会議の人たちの意見を反映できるようなやり方をすれば、より議論が具体的で納得できる内容になると思うのだけれども、今回の場合だったら、今日は時間がないからやめますけれども、非常に短い時間、１日と半の中で９か所回っているのですよね。私のほうには、室蘭市から回答する中に、日程を全部いただいていますので……

【船水座長】

○○委員、そろそろまとめていただけますか。

【○○委員】

分かりました。

何時から何時までどこに行ってどうしたかというのは全部分かるのですよ。これだったら正式な安全調査に値しないと考えるのですけれども、そういう点も含めて、もっと市民説明会の中で出た意見を本当に受け止めたというふうに私は考え切れないのです。そういう点では、道の対応は非常に問題があると考えています。

【船水座長】

ありがとうございます。

四つほど、ご質問、ご意見が４点ありました。このうち、どなたに返事をいただくべきか、今説明いただいた中尾課長、どこの点についてご説明いただけそうですか。

【事務局・中尾課長】

まず、２番目で、資料を全部公開していない、道が知っているのであれば、それを公開

すべきというお話ですが、先ほど、私の説明で不十分だったかもしれないのですけれども、全部の機械の表面汚染密度の一覧表を私たちは見たわけではなく、１８か所がどういう１８か所なのかという、そこの場所の名称について確認させていただいたという整理でございます。

３番ついては、国に申し入れた文章を公開していないということでしたが、国に今回の現地確認について申し入れたという文書は存在しておりません。文書はないのですけれども、こちらの資料のとおり、いろいろやり取りをしまして、こういう内容で調査したいのだということを福島事務所といろいろやり取りしながら行ったというのが事実でございます。

それから、４番目、吉田先生に現地確認にご同行いただいたというのは、円卓会議の中からというのではなく、廃棄物処理の専門家である吉田先生にご同行いただいたという整理でございます。

確かにおっしゃるように、円卓会議の委員の中から一緒に現地確認というふうにならなかったというのは、結果としてそういうふうになりましたけれども、こちらについてはご理解いただきたいと考えております。

すみません、不十分ですが、取りあえずこれで。

【船水座長】

ありがとうございます。

多分、レスポンスがまだまだ足りないとか、いろいろご議論があることは承知しています。恐縮です。今日、もう一方のご質問があるということもあるので、メモをつくってもう一度出していただくことが私たちにとって一番次につながることだと思いますので、お願いします。

今、吉田先生から発言させてもらえないかというお話がありました。今回、専門家として行かれたので、発言を許していいですか。反対のご意見はない。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】

では、吉田委員、時間があまりないですが、お願いします。

【吉田委員】

今、〇〇委員からご指摘いただいたように、私も円卓会議の皆さん、どなたかに視察していただくのが一番いいと思ったのですけれども、私もそういうことは考えていたのですけれども、今回、たまたま私は廃棄物の処理の関係で、福島の関係で、私自身も実際に現場で研究をしている研究者がいまして、そういうつながりでもお話はしていたのですけれ

ども、道庁で廃棄物の研究者としてということで同行させていただきました。

次回の会議で詳しく現地で実際の現場でどういう状況だったか、もう少したくさん写真とか、実際に地元の方にお話を聞いたり、事業所の方にいろいろお話を聞きました。ぜひその辺は、まだ十分に情報が伝わっていないというのは本当に残念なのですけれども、その辺について、私から次回の説明で○○委員、それから、○○委員を含めて、円卓会議の皆様にできるだけ現地の状況を分かっていただけるように説明させていただきますので、次回の説明で補足させていただくということでお願いいたします。以上です。

【船水座長】

吉田先生、ありがとうございます。

それでは、○○委員、待っていていただいて恐縮です。お願いします。

【○○委員】

ありがとうございます。

前のお二方とも重複するかもしれませんが、まず、私から、前回、現地視察をということで、専門的な知識のある方に行っていただくのがいいのではないかという話をしたと思いますが、そういった意味では、吉田先生に行っていただいて本当に大変よかったと思っております。

また、ただ、この資料を見ますと、現地に行ったのは吉田先生ということで、北大の久下先生については、ＪＥＳＣＯの北海道事業所、つまり、室蘭の現地視察というふうなことだったと思うのですが、そうすると、やはり私の印象としては、大変現地視察していただいたことそのものはよかったと思うのですが、もう少し大人数でもよかったのではないのかなという印象はございます。

それから、二つ目なのですが、実際にこの資料にあります３か所の仮置場、そして、また、集約前の保管所ということなのですが、ほかに１８か所あるということで、私の認識でも福島県内に相当程度仮置場があるわけで、そうすると、それをどういうふうにして調べたらいいのかなというふうなことについては、なかなか大変だと思うのです。

つまり、調べるということは、一度保管されている小屋からそれを確認をして、それから、むき出しにして中を確認してというふうな、もしかしたら作業がある可能性がありますよね。実際には、ここにありますように、ペール缶だとかドラム缶だとか、そういったもののままこちらに運んでくるということであれば、その作業はいらないのですが、その辺の作業の内容はどんなふうになっているのかなというのがございました。

それで、もう一つ聞きたかったことは、いわゆる１８か所ほかにあるということなのですが、それは１８か所全てに放射性物質に汚染されたものがあるのかどうか、その辺の確認がもしできるのであれば、今させていただきたいなと、そんなふうに思います。

それから、次に、これは、私、前から、いわゆるＰＣＢの廃棄物については、漏れ防止

型の密封容器というものに格納をして、なおかつ、それを下のほうに、例えば水害とかがあったら困るものですから、受皿をちゃんと置いておくということで、外からの例えば水害等があっても、そこに行かないようにというふうなことの、そういった段取りが必要なのですが、ところが、どうもこの資料２－２ですが、これの一番右下の絵を見ますと、そういうふうに果たしてなっているのかなという疑問を持つわけです。

漏れ防止型の密封容器をつくっている専門の方に聞きましたところ、防止型のやつはオレンジボックスなのですが、鉄の厚さが１０ミリほどあるということなのですが、ペール缶の場合はかなり薄いだろうというふうなことで心配をしておりました。つまり、ペール缶で果たしていいのかどうか。私の認識では、漏れ防止型密封容器に収めなさいという特措法の指示があったというふう認識しているわけですが、ペール缶でもいいというのはいつ変わったのかどうか、あるいは、最初からそうだったのか、その辺のことをお聞きしたかったのです。

もしその範囲で分かることがあればお聞かせください。

【船水座長】

今、４点ご質問いただきましたが、対応いただけるものはありますか。

【事務局・中尾課長】

現地確認について、もう少し大人数のほうがよかったのではないかというのは、そういうご意見として承りたいと考えております。ありがとうございます。

あと、１８か所全てに放射性物質に汚染されたものがあるのかのご質問ですけれども、放射線物質に汚染されたものかどうかというのは、表面汚染密度も測定されていませんし、確認するすべはないのですけれども、少なくとも高濃度ＰＣＢ廃棄物の対象処理物として今後この対策地域内から運び込まれる対象の処理物はこの１８か所にあると、全部で１９か所にあると承知しております。

それから、ペール缶のことについては、できれば福島事務所にご回答いただければありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。

【船水座長】

分かりました。

福島事務所から発言できますか。

【福島地方環境事務所】

福島地方環境事務所です。よろしくお願いいたします。

ペール缶で保管している部分についても、コンテナでさらに密封して鍵もかけて保管をしているという状況になっております。

【船水座長】
多分、いろいろご発言があると私も承知します。
今の件は、もう一度確認をいただいて、何を申し上げているかと言いますと、こういう特措法でどういうふうに保管しなさい、どういう容器だという中にペール缶はふさわしいのかどうかということについてきちっとした回答をお願いします。

【○○委員】
１点だけよろしいですか。

【船水座長】
あと１分です。お願いします。

【○○委員】
１点というのは、重複するのですが、要は現地調査したのは吉田先生ということになって、久下先生は室蘭の北海道事業所を視察したと、こういうことになるのですね。ですから、やはりそこのところは明確にしていただきたいのと、だから、実際に現地に行ったのは吉田先生、多分市とか道のスタッフもついていったのだろうと思うのですが、いろいろそういった意味では、吉田先生には後日そういったいろいろな方々のご意見も集約していただいた中でご説明いただく機会があればいいなと、そんなふうに思っております。以上です。

【船水座長】
ありがとうございます。
吉田先生、次回ご説明いただけるということですので、今の点もよろしくお願いします。

【○○委員】
承知しました。

【船水座長】
ありがとうございます。
まだご発言があると思いますし、質問も頭の中に持っておられる方が多いと思います。委員の先生方、追加で質問、ご意見等がありましたら、メモを書いて出していただけますでしょうか。お願いします。
次回までに、しかるべき北海道、もしくは室蘭市、もしくは環境省からの答えをいただくという円卓会議の一つの仕組みがありますので、それに乗せて次の回に継続してやって

いきたい。この件はずっと続けて継続してやっていこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の２番目を終了させていただいていいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、議事の３番目に移りたいと思います。

議事（３）は、高濃度ＰＣＢ廃棄物の今後の処理方針についてでございます。

これは、環境省からの説明をお願いいたしますが、資料がない委員がおられるということを前提の上でご説明をお願いします。

【環境省・神谷課長】

環境省の神谷でございます。よろしくお願いいたします。

今日は、資料の３－１と３－２の説明をさせていただきます。

資料の３－１は、今後のＰＣＢ処理の見通しと今後の方針ということでございまして、これは、前回の第５３回円卓会議でお示ししたものと同様の内容でございます。

中身としましては、９月に環境大臣から各自治体に対して要請しました事業終了準備期間を活用した事業の継続についてを説明する資料でございます。

中身は一度ご説明しておりますので、ごく簡単に概要をご説明したいと思います。

資料の２ページのところにＰＣＢの廃棄物処理事業についてということで、民間での処理がうまくいかず、ＰＣＢ特措法を成立させ、全国５か所でのＰＣＢの処理を始めたこと、北海道での事業を変圧器、コンデンサーは平成２０年、安定器については平成２５年から始めたこと、そして、２８年までの当初の処理の約束を守ることができず、平成２６年に処理期限の延長をお願いして、現在の処理の期限が定まっているというたことを説明しております。

それから、次の３ページ目ですけれども、処理の進捗状況ということで、変圧器、コンデンサー、それから、安定器の処理の進捗状況をＪＥＳＣＯ登録機器の台数のベースでご紹介してございます。

変圧器、コンデンサーは大半のものが終わってございますが、安定器、汚染物については、北海道については今６８％ということで、まだもうしばらく処理が必要という状況等をご紹介してございます。

それから、４ページ目の資料は、北九州での処理が、変圧器、コンデンサーについては平成３１年の３月に終わってございますが、処理が終了した後、さらにコンデンサー等が約５００台発見されているという状況のご紹介でございます。

資料の５ページが処理の現状と課題ということで、現行を見て、いましばらく処理が必要であるということと、北九州の事務終了後に発見されたものについては、さらに処理の方策を考える必要があるといった課題を示してございます。

６ページに処理の見通しを示していますが、今回の要請の背景として、平成２７年の前回の要請時と現在の処理量と比べて、北海道事業について言えば、安定器については量が１．８倍に増え、変圧器については１．２倍に増えたというところがございまして、処理終了の見込みを、北海道については、安定器については令和７年度末、変圧器については令和６年度末という現在の見込みをお示ししてございます。

計画的処理完了期限を超えて処理をする必要があるが、事業終了準備期間までには処理ができるという見通しをここでお示ししてございます。

それで、各事業所の処理スケジュールを７ページにまとめてございまして、自治体要請内容が８ページにございます。

この中で、安定器、汚染物については、北海道事業については、令和７年度まで処理の継続をお願いし、変圧器、コンデンサーについては、少なくとも令和５年度まで処理を継続するといった要請の内容でございます。

これに関連しまして、処理の継続をお願いするに至ったということでございますけれども、今まで掘り起こしがどの程度進んでおり、その結果、どのぐらいの量が出てきたかといった状況を捉えてございまして、それが資料の３－２です。

これを見ていただきますと、変圧器、コンデンサーの事業につきましては、北九州と大阪は既に計画的処理完了期限を迎えた、あるいは迎えるということで、それに合わせて掘り起こしを完了しております。

豊田よりも東の各地域については、令和４年度末が計画的処理完了期限となりますので、おおむね掘り起こしを終えているところでございます。

表に詳しい数字がありますけれども、安定器を持っていそうな事業所をリストアップいたしまして、そうした対象事業者に対してアンケート、ダイレクトメールを出して回答をいただいてございます。それぞれの回答率、未回答の事業者の数、それから、掘り起こされた事業者の数を踏まえて、これまでの発見率等をまとめてございます。

そして、実際の掘り起こし量は機器ごとにどのぐらいあったかという表がＤ欄以降にございまして、事業者当たりの発見台数を事業地域ごとに整理してございます。

それから、未回答のところがあったということで、最終通知を発出して、念のための掘り起こしの確認を行った件数を一番右側に書いてございます。

下の丸の部分にこれまでの対応を書いていまして、北九州の今までの教訓として、終了後の新規発見が多いということがあり、最終通知をしたものに対してさらにアプローチを行って、本当にないかどうかの確認を大阪事業以降、始めておるということでございます。

それから、豊田、東京、北海道については、業界団体との連携もしながら調査をしていまして、基本的には、先行事例になった西の教訓を踏まえて、最終通知者への徹底的なア

プローチをしているところでございます。

後ろを見ていただきますと、安定器のほうですけれども、東日本と西日本に分けてお示ししています。調査対象事業者等々の見方は同じであります。

西日本に比べて未回答事業者が非常に多いところがございます。掘り起こし調査自体、計画的処理完了期限が終わる今年度末をターゲットに、これからさらに力を入れてやっていこうということでございます。

東京、北海道のエリアにおける対応としては、掘り起こし調査マニュアルに加えて、発見事例集を活用して、業界団体と連携し、見落としがないように調査を実施するということでございます。その場合も、西日本で行っているような調査を教訓にしながら、順次、徹底的な掘り起こしを行っていく方針でございます。

もう一つは、私どもの資料ではないのですが、参考のデータを今日はおつけしておりますので、資料５－２がお手元にある方は見ていただければと思います。

今回、この要請を行ったことを踏まえて、ここの数値の整理、処理をしてございますので、簡単にご紹介したいと思います。

１番が、変圧器、コンデンサーの今後の処理の計画でございまして、コンデンサーについて、令和５年度まで処理の計画が入ってございます。

資料３－１の６ページでは、令和６年度まで延長になりますという形で出しております。その心は、この質問には、今後、掘り起こしで出てくるというのはまだ未確定でございますので、下の欄にありますように、約９００台のコンデンサーを見込んでいますということでありまして、それも含めて令和６年度ぐらいまでかかるという見通しをお示ししてございまして、少なくとも５年度までは事業継続してくださいという要請の文書になってございます。

それから、増設施設のほうですけれども、令和６年度に６５９トンまでの処理の計画を書いていますが、これに加えて、処理見込み量約７００トンというものがございますので、こちらは令和７年度までの処理の継続を見込んでおるという説明というか、要請をさせていただいているということでございます。

私からのご紹介は以上でございます。よろしくお願いします。

【船水座長】

ありがとうございました。

資料がなかった方には分かりにくいお話だったかもしれませんが、私が受けた要点だけを申しますと、掘り起こしの作業等が先行してきている北九州等の事例を踏まえてきちっとやっているので、掘り起こしの量を想定しながら考えていくと、北海道の事業所に関しては、変圧器等に関しては令和６年末ぐらいでしょうか、それから、安定器関連では令和７年度末ということで、それぞれ事業終了の準備期間内には終えられる計画であるというご説明だと理解しましたが、そのとおりでよかったですか。

【環境省・神谷課長】
おっしゃるとおりでございます。

【船水座長】
ご質問はございますか。
まず、情報センターにおられる方でご質問のある方はおられますか。
まず、ウェブの委員からお願いします。

【○○委員】
北九州で最終的に終わったにもかかわらず、我々も北九州に行ったのですが、その後、発見されたということで、東日本から今出ていて、今後見込まれるであろう安定器が約７００トンと言われているのですけれども、それで全てが終わるというふうにはどうしても思えないのです。そうなった場合、どういう方針で持っていこうとしているのでしょうか。
私の意見としては、全国の事業所は全て閉じても室蘭だけは残して、もし発見されるようなことがあれば、室蘭において処理をする、また、室蘭の事業所のもうちょっとうまい使い方はないだろうかということも併せて検討しながらこの事業を進めていただきたいと思います。

【船水座長】
ありがとうございます。
それでは、今のご質問について、環境省からお答えをお願いします。

【環境省・切川課長補佐】
環境省廃棄物規制課の切川です。回答させていただきます。
委員のご指摘も踏まえて、安定器７００トンを今後発生する見込み量と現時点で見込んでおりますけれども、早くこの掘り起こしを行ってＪＥＳＣＯに登録できるように、しっかり取り組んでいくということをまずは全力でやっていきたいと考えてございます。
また、ＪＥＳＣＯ事業のポスト事業に関して、受入れの条件のときにも回答いただいてございますので、そこに関しては、いただいたご意見も一つの案として今後しっかり検討していきたいと考えてございます。
ご提案をありがとうございます。

【船水座長】
それでは、会場の委員からお願いします。

【○○委員】

４ページの事業者別というところに、公共４５件、民間２９２件という数字が出ているのです。

私の感覚的なもので大変申し訳ないのですけれども、民間が大変だろうと思っていたので、公共がないとは思わないのですが、まさかこんなに大きい比率で出てくるとは思っていなかったのです。これはなぜなのか、原因別というか、それから、今後の教訓にすべきことがあるのか、出してほしいと思います。

【船水座長】

ありがとうございます。

では、環境省からレスポンスはありますか。

【環境省・神谷課長】

ありがとうございます。

最新のデータですと、公共５０件の民間２８８件ということです。変圧器、コンデンサーが公共でも何で出てくるのかというのは大変大きな課題だと思います。

当初の電気事業法などによる登録なり届出ベースの手法が必ずしも正確ではなかった場合があるということと、かなり長期の保管を続けた結果、担当者が代ったりといういろいろな状況の中で、必ずしも十分に過去の保管状況などは引き継げていなかったと、こういったことが公共も含めて起きてしまっているというのは、やはり大変大きな課題だと思ってございまして、関係省庁なり自治体の方々に、民間のものを掘り起こすのみならず、ご自身のものをしっかり確認していただくようにという周知を、このデータも踏まえながら、再度、毎年の会議の中で念を押しているところでございます。

【船水座長】

ありがとうございます。

本件についてもまだご質問があるかもしれません。恐縮ですが、あと何件か議事をやるためにも、もしあればメモを用意いただくということをお願いしたいと思います。ということで、議事（３）については終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】

では、次の議事（４）に入りたいと思います。

今度は、北海道のＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗状況ということで、まず最初にＪＥＳＣＯから説明をお願いします。

資料４－１から４－５をお使いになると承知しております。これは皆さんのお手元にあると思います。

それでは、よろしくお願いします。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】

ＪＥＳＣＯ北海道事業所の松本でございます。

まず、ＪＥＳＣＯから、資料４－１から４－５まで説明させていただきます。

まず、資料４－１をご確認ください。

ＪＥＳＣＯにおけるＰＣＢ廃棄物処理事業の現況ということで、全国５か所の事業所の状況についてまとめた資料になります。

こちらの資料は、毎回ご提出しておりますが、前回提出した資料から変更はございませんので、詳細は割愛させていただきます。

続きまして、資料４－２をご確認ください。

北海道事業の進捗状況になります。

一番最近の出来事といたしまして、最後の９ページ目をご確認ください。

令和３年の１０月２９日に第５３回円卓会議が開始されて以降、二つの行事を追加してございます。

この資料については以上でございます。

続きまして、資料４－３、稼働状況をご確認ください。

まず、１ページ目の当初施設の関係でございます。

１ページ目は受入れ状況の表になります。なお、以降の資料の数値は、昨年１１月末までで集計したものになっております。

おめくりいただきまして、２ページ目の処理状況になります。

変圧器、コンデンサー等、上の表の下のほうに進捗率が書いてございます。処理台数が黄色の網かけの部分になります。変圧器で４，０３７台、コンデンサーで６万５，１３８台ということで、ＪＥＳＣＯに登録している数に対する処理の進捗率は、それぞれ９７．２％、９５．４％となっております。

その下は、この１年間の各月ごとの変圧器類の処理台数と重量のグラフです。

このグラフの中で、７月に少しコメントを付記してございますが、大型トランス等の非常に大きなものは、分割して、この施設に入ってきて処理をするというケースもございます。そういった場合、分割された一品一品の処理が終わった段階で全ての分割した数が一度に計上されるシステムになっておりますので、少し突起したような形の実績となっております。

右の３ページ目の上がコンデンサー類の処理台数と重量のグラフになっています。

３ページの下は、ＰＣＢ油の処理重量の実績になります。

４ページ目、５ページ目が払い出したものの実績になりますが、４ページ目が鉄、アル

ミ等の有価物の払い出し実績、そして、５ページ目が産業廃棄物として払い出した実績の表になっております。

６ページ目から、増設施設、安定器類の処理の内容になります。

６ページ目が受け入れた状況の表、右の７ページ目の上のグラフは処理した実績になります。１道１５県と１都３県に分けた形で数字をまとめております。

真ん中の小さな表に一覧をまとめてございます。

１道１５県でこれまで処理した重量が３，８９９トン、１都３県で３，９１９トン、合計して７，８１８トンの処理でございまして、ＪＥＳＣＯに登録していただいている処理の重量に対する進捗率は、１道１５県で８９．５％、１都３県で６２．２％と、合わせますと７３．４％という実績になっております。

７ページ目の下のグラフは、この１年間の各月ごとの処理した重量のグラフになってございます。

めくっていただきまして、最後の８ページ目になります。

増設施設からの産業廃棄物として払い出される実績の表になります。昨年の夏に少しトラブルがございましたけれども、ここまで今年度は計画どおり、あるいは、それを上回る形で処理の実績を積み重ねてきております。

資料４－３は以上になります。

【ＪＥＳＣＯ・田代課長】

続きまして、資料４、前回報告以降のトラブル状況について説明させていただきます。

まず、資料４－４－１、Ａ４判横の資料になります。

こちらは、プラズマ溶融分解炉で溶融缶破裂による送気用蛇腹ホースの焼損という事象でございまして、前回の報告以降、追加事項は、右側の再発防止対策の③設備面での措置について追加事項を説明させていただきます。

前回、焼損した蛇腹ホースを難燃性のホースに変更したという説明をさせていただきましたが、さらに、その後、飛散した高温スラグと焼損したホースがもし発生した場合でも、周囲に飛散しないよう、飛散防止カバーをホースの周りに設置いたしました。

さらに、水平展開として、その下でございますけれども、トラブルが起きましたのは２系炉でございますが、もう一方の１系炉につきましても同様の対策を施したところでございます。

資料をめくっていただきまして、図と写真がございます。両面コピーになっておりますほうは２枚目の表面になりますが、そちらの下に新たに設置した飛散防止カバーの写真がございます。これにより、作業員が近くにいたとしても、そちらに飛散しないという対策を施したものでございます。

さらにめくっていただきまして、Ａ４判縦で１枚、前回の円卓会議での質問事項がございまして、そこで回答し切れなかった部分につきまして回答をまとめました。

まず一つ目ですが、遊離水がどの程度あると駄目なのか、制限はあるのかというご質問がありましたので、右側の回答で、まず、遊離水は目視確認でない状態としております。量につきましては、水類につきましては７キロに吸収材４キロを加えております。さらに、それから、油につきましては、油５キロに対して吸収材３．８キロとして吸収させまして、さらに遊離水がまだ残っているようであれば、遊離水がない状態まで吸収材をさらに加えていく、こういう調整の仕方で制限しております。

もう１件の送風用のホースは一般的な焼却炉も同様かというご質問につきましては、メーカーに確認いたしました。一般的な焼却炉では、こういった空気供給のラインに使用している継ぎ手の材質は、常温で供給している場合は同様に可燃性ホースを使用し、予熱して供給する場合には難燃性ホースを使用するということでございました。ただ、直管配管、それから、ダクトの間で若干の位置の調整、位置の差があった場合、調整用に使用するということで、長さは３００ミリ前後とのことでございます。

よって、今回、当施設の焼損したような傾動を吸収する当施設の溶融分解炉は、炉自体を傾けて出滓を置きますので、大きな変動差を吸収しなければいけないということがございます。そういった場合に、長いフレキホースをＵ字形に垂らしたようなものは使用されていないということでございました。

続きまして、資料４－４－２以降につきましては、副所長の大島からご説明させていただきます。

【ＪＥＳＣＯ・大島副所長】

引き続きまして、資料４－４－２をご覧ください。

昨年９月４日に発生しました攪拌洗浄槽第１２槽のドレーン配管のダイヤフラム弁からの洗浄溶剤の漏えいトラブルであります。

本件につきましては、事象の概要、発生原因及び再発防止対策を昨年１０月の前回の円卓会議でご報告しておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

本日は、トラブル発生以降の再発防止対策の進捗状況をご報告させていただきます。

本ページの右下のコメントですが、再発防止対策欄の②の記載箇所をご覧ください。

攪拌洗浄エリア内の全ての弁の目視点検を９月の定期点検期間中に実施いたしました。その後、攪拌洗浄エリア内の全ての弁のダイヤフラム、全部で２７３台ございますが、そのうちの２５６台を昨年の１１月までに計画的に交換いたしました。

なお、残り１７台となりますが、本年の２月下旬の冬期点検にて交換を予定しているところでございます。

なお、水平展開といたしまして、攪拌洗浄エリア外の弁についても、現在、外観目視点検を実施中でありまして、異常が疑われる箇所につきましては、順次ダイヤフラムを交換する予定であります。

本件の報告は以上になります。

続きまして、資料４－４－３をご覧ください。

令和３年１０月２１日１５時３５分頃、ＪＥＳＣＯ職員が運転中の攪拌洗浄設備の第１槽の液面レベル計のフレキホース及びフランジ下の床面に液の滴下を確認いたしましたトラブルでございます。

本件も昨年１０月の円卓会議で事象概要はご説明をいたしておりますので、本日はトラブル事象の概要は省略させていただきます。

発生原因でございますが、この資料の真ん中の欄をご覧ください。

当該フレキホースの内面の蛇腹に亀裂があることを確認しておりまして、この亀裂箇所から洗浄溶剤が滴下、漏えいしたものでございます。

取り外しました当該フレキホースの検査機関による調査の結果を以下に記載しております。

真ん中の（１）ですけれども、破面観察の結果、フレキホースのステンレス鋼が疲労破壊を生じた際に認められる破面形態と酷似した波面模様が観察されております。

また、（２）ですけれども、漏えい部は液面レベル計直近の曲がり部分となっております。

使用環境に着目いたしますと、本フレキホースは洗浄槽と液面レベル計に接続されておりますけれども、洗浄槽は、運転中、繰り返し振動が生じておりまして、一方で、液面計のレベル計側は固定されております。このため、当該部位にて繰り返し変形が生じやすかったと考えられます。

以上のことから、漏えい部は、振動による繰り返し応力や繰り返し変形が生じやすく、いわゆる疲労割れが発生して、進展して、漏えいに至ったものと考えられます。

再発防止対策ですが、右側の欄に記載しております。

攪拌洗浄槽のレベル計には、洗浄溶剤が通るフレキホースが上下２本ございまして、当該第１槽に加えて全１２槽、２４本について交換工事を実施いたしました。交換工事は１１月１７日に完了しております。

なお、交換工事に当たりましては、室蘭市消防本部のご指導によりまして、フレキホースは屈曲させず、極力曲げずに直管で使用できるようにエルボ配管等を組み合わせて対策工事を実施しております。

この資料の裏面をご覧ください。裏面の下の写真をご覧ください。レベル計の上部及び下部の工事前、工事後の写真になります。

右側の工事後の写真でお分かりいただけますように、フレキホースはほぼ真っすぐの直管での仕様となるよう、改造いたしております。

表面にお戻りください。

右下に記載のとおり、水平展開といたしましては、攪拌洗浄の洗浄溶剤の給液及び排液配管にもフレキホースが使用されております。これらのフレキホースにつきましても同様に、今月下旬の冬期定期点検で交換工事を実施予定であります。

また、攪拌洗浄エリア以外のエリアに設置されているフレキホースについても、現在、点検を実施中でございます。不具合があれば交換を実施していく予定であります。

なお、今後、漏えいトラブルの再発防止に向けて、プロジェクト的に活動を行って、広い範囲で対象機器を選定しながら対応していく予定であります。

本トラブルの報告は以上になります。

【ＪＥＳＣＯ・野口審議役】

それでは、本社ＰＣＢ処理事業部の野口でございます。

私から、資料４に基づきまして、北海道ＰＣＢ処理事業所内部技術評価についてご報告させていただきます。

ＪＥＳＣＯでは、内部技術評価実施要領を定めまして、１年間の操業状況を様々な観点から確認するということで、全事業所を対象に、年１回、内部技術評価を実施してございます。

北海道事業所につきましては、昨年１１月に第１４回目の内部技術評価を実施しておりますが、指摘事項はなく、着実に操業が行われていること、また、解体、撤去についても、種々の調査検討が進められていることを確認してございます。

以下、令和３年度分の内部技術評価の結果についてご報告いたします。

まず、１の内部技術評価の仕組みでございますが、３枚おめくりいただくと、Ａ４判横のシートが別とじでついてございます。

これは、一番左側に計画実施から報告書の作成までの流れを示してございます。真ん中が社内手続の順序、そして、一番左側は内部技術評価の組織ということで、ＰＣＢ処理事業担当取締役をヘッドにしまして、責任者が事業部長ということで、あとは数年でチームを組んで事業所に出向いて確認を行っております。

本編にお戻りいただきまして、２の内部技術評価の計画でございますが、対象事業所は北海道事業所、評価対象期間は令和２年の９月１日から令和３年の８月３１日までということで、ちょっと中途半端な切り方になりますが、操業をスタートにしているため、こういう形になってございます。

次に、評価項目の設定でございますが、まず、内部技術評価を実施するに当たりましては、経営幹部会議、事業部会、作業安全衛生部会等々からの指導事項も踏まえまして、内部技術評価チェックリストというものをあらかじめつくりまして、事業所に準備をしていただき、それを基に調査を行っております。

２）ですが、内部技術評価につきましては、毎年度、重点評価項目というのを定めまして、それに重点を置いて評価を行ってございますが、令和３年度につきましては、令和２年度の３項目に２項目を加え、５項目で実施してございます。

まず、１点目は、計画どおりに処理が行われているか、また計画どおりに保全が行われているかということでございます。２点目は、運転廃棄物の事業所での処理がどのように

なっているか、３点目は、施設の解体、撤去に向けた取組がどうなっているか、４点目は、トラブル発生時の対応は適切に行われているか、５点目は、操業に関する作業手順書・要領書等の管理は適切に行われているかということで、５項目に重点を置いて評価を行ってございます。

その次に、別添２として評価項目の一覧表をつけてございますが、トータルでは後で出てきますので、説明は割愛させていただきます。

内部技術評価の実施ですが、評価実施日は昨年の１１月１１日から１２日の２日間です。評価の方法と評価区分ですが、まず、評価の方法は、先ほどご説明しましたチェックリストに基づき、事業者担当者等へのヒアリング、関連図書・資料関係を確認して、記載されている事項の内容の確認を行ってございます。評価区分につきましては、適合、指摘、所見ということで、適合については、処理性能等に適合している場合に付するということで、指摘については、改善を指示する場合に付する形になります。所見については、処理性能等の改善のための意見並びに特記すべき事項等がある場合に付することができるということで、改善したほうがよろしいのではないかということと、良好事例として引き続きやっていただきたいといった形の評価になります。

評価結果ですが、まず、１点目として、処理施設の操業状況につきましては、設備保全も含めまして、着実な操業が行われていることを確認してございます。しかしながら、先ほども報告がありましたが、令和３年の８月から１０月にかけて４件のトラブルが立て続けに発生しておりますので、ＰＣＢ廃棄物処理事業の基本である安全・安定操業と環境保全の確保に向けたトラブルの未然防止への取組の強化を所見として付してございます。

２番目として、処理施設の解体、撤去についても事業所内に検討チームが設置されまして、解体撤去準備室、これは本社ですけれども、ここともも調整しながら事業終了に向けた諸課題の調査、整理を中心とした各種検討が進められていることを確認してございます。

最後に、令和３年度に新たに追加しました２項目につきましても、適切に対応されていることを確認してございます。

結果でございますが、今回の内部技術評価では、評価項目数８１項目について評価を行いまして、評価結果は以下のとおり、指摘事項はなし、適合事項８１項目、うち２項目に所見を付したという形になりました。

なお、前回の内部技術評価における指摘事項はなく、また、所見２件のうちの良好事例１件を除く１件についても適切に対応されていることを確認してございます。

別紙の表に、今回の評価結果と前回の評価結果に対する対応状況を記載しています。

まず、今回の所見１ですが、評価項目Ｎｏ．１－２の処理状況ということで、１，０００℃対応という非常に高温使用のカメラの導入を検討されていまして、このカメラが導入されると、点検にも常温まで温度を移さなくても済むということで、運転中の安全の確認もできるということと、操業効率も時間的に期待できることから、早期の導入に向けた検討の継続をお願いしたい、また、北九州事業所の情報の横展開もお願いしたいというのが

１点目でございます。

２点目につきましては、先ほどご報告しましたように、トラブルが連続して４件発生しているということで、未然防止に向けた取組の強化をお願いしたいということです。

前回の所見につきましては、所見１ですが、ちょうど内部技術評価をやったときに、安定器の分離処理について、総合調整試験まで終了しておったのですけれども、その後に引き続き行われます引渡し性能試験、習熟運転についても、総合調整試験と同様に、ＪＥＳＣＯ、運転会社、施工会社が三位一体となった安全、確実な体制下での実施をお願いしたいということで所見を付加していただきまして、実態として、事あるごとに機会を得てミーティングを開きながら３者が連絡を密にして安全に行われたことを確認しています。

所見２については、良好事例ということで、処理困難な油がいろいろ入ってくるのですが、そういったものをソフト・ハードの両面から検討して処理をして進めているということで、良好事例として評価をさせていただきました。

以上でございます。

【船水座長】

ありがとうございます。

まず、資料４－１から４－５に関して、ご質問等がありましたらお願いします。

情報センターのほうで何かご質問はありますか。

【事務局・鳴海主査】

情報センターでは、ありません。

【船水座長】

それでは、ウェブでの参加の方からご質問等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】

それでは、この件についてはご質問がないと判断いたします。

続けて、この議事では道からのご説明もあるようです。資料４－６からお願いします。

【事務局】

北海道庁の内山と申します。よろしくお願いします。

資料４－６、令和３年度北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る環境モニタリング測定結果についてご報告いたします。

まだ今年度の測定値が全てそろっておりませんので、現時点で把握している測定結果に

ついての報告といたします。

１ページ目の周辺地域環境の道と室蘭市実施分、２ページ目のＪＥＳＣＯ実施分につきまして、いずれの項目も環境基準値等を十分にクリアしております。

次に、３ページ目、４ページ目、当初施設及び増設施設のＪＥＳＣＯ実施分及び道実施分の排気、排水の排出管理目標値につきましても、全てクリアしております。

縦表の５ページ目になります。ボイラーと騒音、振動、悪臭等のモニタリング結果になりますが、こちらに関しても排出管理目標値を十分にクリアしております。

６ページ目は、排水関係のＪＥＳＣＯ実施分になります。浄化槽最終出口及び増設施設浄化槽排水につきましても、排出管理目標値を十分にクリアしております。

続きまして、資料４－７のＪＥＳＣＯ北海道ＰＣＢ処理事業所に対する行政の立入検査実施状況でございます。

協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査を今年度８回実施しており、モニタリング実施日及び事故発生時に実施しております。

事故発生時には、原因究明及び改善策の検討並びにこれについての資料を提出するようＪＥＳＣＯに北海道から指示しております。

以上です。ありがとうございました。

【船水座長】

ありがとうございます。

今の説明について、何かご質問はありませんか。資料４－６、４－７についてです。

【○○委員】

輪西地区のベンゼンが秋から冬にかけて基準値より高くなるわけです。基準値は年間平均ですから、問題がないといえばないわけですけれども、冬にかけて発生する、そういう事象が起こるということは、測定値の風上に発生源があるということなのです。

それは確かめてやらないと、そして、そこの指導を道がきちっとしなければ、年間に３マイクログラム／立方メートルであるからよろしいというわけではなくて、やっぱりその時期にはたくさん被るわけですから、そこの辺りは注意して指導されたほうがいいと思います。これは、ずっと前から気になっているところです。

【船水座長】

ありがとうございます。

道からレスポンスはありますか。

【事務局】

今いただいた意見で、ベンゼンが冬に高くなるという点については承知いたしました。

ベンゼンの測定については、室蘭市で実施しているものなので、その結果を見て、こちらで指導の対応をしていきたいと思います。
　ありがとうございます。

【船水座長】
　私からこの件について申し上げるとすれば、この年だけではなく、何年か分のデータが整っていると思いますので、まず、きちんとした年間の変動を知ってください。お願いします。

【事務局】
　承知いたしました。ありがとうございます。

【船水座長】
　ほかに何かご質問はありますか。

【○○委員】
　資料に、焼却施設の増設施設のばいじんのデータがあります。今後、焼却施設で福島からのＰＣＢ廃棄物を受け入れたときに、ばいじんの放射能レベルをずっとモニタリングすることになると思うのですけれども、今の測定では、サンプリングの量が少ないので、検出限界下が０．００２未満という形でこれまではずっと測定されているのですが、恐らく今後は、ばいじんのサンプリングの試料の量をもっと増やして、もう少し検出限界を少し上げて、そこをサンプリングして放射能のレベルをモニタリングしていくことになると思うのです。ですから、今後、５月、８月、１１月のデータも連動して、プラズマ排気のばいじんの測定値について、もう少し検出限界を下げて今後モニタリングして、放射線を測る頻度とはちょっと違うと思うのですけれども、焼却施設からのばいじんの排出量を注視する必要があるので、この辺の精度を上げるということを今後検討していただければと思います。
　質問というよりは意見です。

【船水座長】
　ありがとうございます。
　この件は、ＪＥＳＣＯ実施分ということですか、それとも両方ですか。増設施設、道実施分、バックグラウンドをきちっとつかまえる意味でも大事なお話というふうに理解しました。

【○○委員】
そのとおりです。

【船水座長】
この件についてレスポンスいただけますか。

【ＪＥＳＣＯ・鈴木課長】
安全対策課の鈴木でございます。
こちらにつきましては、道庁とも相談しながら、測定方法については検討させていただきたいと思います。

【船水座長】
そうですね。今は公定法でやっていただいていると理解しておりますが、次のステップのためのバックグラウンドをきちんと知るという意味で、よろしくお願いします。ありがとうございます。
ほかに何かご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
では、次の議題に移らせていただいてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは、議事（５）北海道処理事業所の長期保全計画及び長期処理計画について、ＪＥＳＣＯからご説明をお願いします。

【ＪＥＳＣＯ・大島副所長】
副所長の大島です。
長期保全計画の実施状況について、その概要を報告いたします。
まず最初に、当初施設関連の保全計画の状況についてご説明させていただきます。
資料５－１をご覧ください。
長期保全計画につきましては、当初施設は平成２６年１１月、増設施設につきましては平成２７年６月に策定しておりまして、その後は、定期点検結果や日常の保全状況、運転状況を加味しながら、毎年、見直しを実施しているところでございます。

本資料の本文１ページ目ですけれども、２、長期保全計画策定の基本的な考え方及び、１ページめくっていただきまして、２ページ目の３、長期保全計画の管理・運用の（１）当初施設及び１）管理・運用の部分につきましては、以前の円卓会議にてご説明した内容と同一のものでございますので、本日は説明を省略させていただきます。

３ページ目をご覧ください。

３ページ目の２）ですが、令和元年度から令和３年度の主な実施内容と令和４年度の主な予定を記載しております。詳細は添付の資料５－１、別紙１に記載しております。Ａ３判の別紙１をご覧ください。

当初施設の長期保全計画は、先ほど申したとおり、平成２６年１１月に最初は策定いたしましたが、今ご覧いただいております別紙１は、直近の令和元年度から令和４年度の実施項目、概要を１枚にまとめたものとなります。

各処理設備、エリアごとに主な保全実施項目を記載しております。本日は個別の説明は省かせていただきますが、特記項目について幾つかご紹介します。

まず、令和元年度の特記項目としましては、真ん中の一番下の設備共通欄のＲ１の③に記載のオンラインモニタリング設備のＡ系統の更新工事が挙げられます。

なお、オンラインモニタリング設備は、Ａ、Ｂ、Ｃの３系統がございますけれども、Ｂ、Ｃ系統は、平成２９年度に既に更新を実施済みです。

また、令和２年度から３年度にかけてですが、この期間は、特記項目としてこれが目玉項目といった工事は特段ございませんでした。経年劣化部品の交換等、ＣＢＭ、ＴＢＭに基づいた項目を計画どおりに実施しております。

なお、来年度の令和４年度の特記項目としましては、中央上の部分に記載した真空超音波あるいは真空加熱分離、攪拌洗浄といったいわゆる洗浄設備の主要部品・機器の整備、交換が挙げられます。

２点目としては、中央の一番下、いわゆる設備共通欄に記載しておりますけれども、変電設備とか冷水設備、窒素製造設備、冷却水設備、換気空調設備といったいわゆる共通設備の点検整備が予定されております。

また、その隣の右下に記載しました中央監視システム、分散型制御システム、操業管理システムといった制御機器関係のシステムの更新が挙げられます。

なお、ここには具体的に記載しておりませんけれども、先ほどご報告しましたトラブルも踏まえて、漏えい防止に向けた保全計画もしっかり取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、増設施設の長期保全計画について、運転管理課長の田代からご報告させていただきます。

【ＪＥＳＣＯ・田代課長】

田代でございます。

続きまして、資料５－１、Ａ４判の資料に戻りまして、こちらの３ページ（２）増設施設でございます。

１）管理・運用ですが、増設施設は、これまでどおり一つ目のポツにありますように、プラズマ炉耐火物の更新工事につきましては、１炉につき年に２回、２炉ありますので４回を定期的に実施しております。

次に、２）で、今年度の実績と来年度の主な予定を示しております。

これを図で示したものがＡ３判資料の右上の資料５－１別紙３というものがございます。こちらで、特記項目について幾つかご紹介させていただきます。

左上の増設処理施設と書いてあるところの右側にプラズマ排気処理設備とありますが、今年度は、排気処理の１番目の恒温チャンバが７スパンあるのですけれども、こちらの２スパン目から３スパン目につきまして更新しております。これは、４年周期のものの２回目に当たります。

来年度は、令和４年度の①ですが、１スパン目の耐火物を更新する予定でございます。こちらは３年周期の３回目となります。

それから、その下のプラズマ溶融分解炉につきましては、今年度は、一例を挙げますと、①出滓チャンバ、これは出滓してスラグというものが図にありますけれども、これを一時的に保管するチャンバでございまして、こちらのパネル交換を実施しております。

来年度につきましては、出滓する際に、周りの側、インナーシュートと呼んでいるものも定期的に交換する予定でございます。

それ以外の設備につきましても、例えば、その下の共通設備ですと、真ん中に電気計装設備というものがありますが、今年度は、２個あるオンラインモニタリング装置のうち、①Ｎｏ．１オンラインモニタリング装置の交換ということで、こちらは本体の交換をいたしました。来年度は、今年度に取りつけられなかったオンラインモニタリング装置の加熱導管を交換するということを計画しております。

また、制御機器につきましても、部品や非常用発電機のバッテリー交換も計画的に進めているところでございます。

続いて、副所長に説明を戻させていただきます。

【ＪＥＳＣＯ・大島副所長】

続きまして、本文の４ページをご覧ください。

４、長期保全計画の追加見直しについてでございます。

従来の長期保全計画は、計画的処理完了期限でございますが、当初施設では令和４年度末、増設施設では令和５年度末までを前提に計画しておりました。今回、新たに事業終了準備期間の終了年度である令和７年度までの長期保全計画の追加見直しを実施しました。

当初施設については、添付の資料５－１の別紙２をご覧ください。Ａ３判縦の資料になります。

本資料は、各処理設備で実施する主な保全内容と表の右側に令和７年度までの実施年度を示しております。

本日は詳細は省略いたしますけれども、上のほうに記載している前処理工程に記載している各洗浄設備の機器点検や運転調整、その下の真ん中に記載している液処理工程でございますけれども、熱媒ボイラーの熱媒の更新や空気予熱器の更新、この表の下に記載しておりますが、換気空調設備、電気設備、冷水設備、冷却水設備、オンラインモニタリングといった、いわゆる共通設備の点検、主要部品の交換といった保全項目を予定しております。

長期保全計画を確実に実施することにより、現在まで操業停止等の大きなトラブルもなく、安定的な操業を継続しております。今後も、日常運転あるいは定期点検等の結果も反映しながら、毎年見直しを継続しまして、安全・安定操業を継続してまいります。

最後に、増設施設の追加見直しの説明をさせていただきます。

【ＪＥＳＣＯ・田代課長】

増設施設につきましても、Ａ３判の資料５－１別紙４と右上にありますが、後ろから２枚目のＡ３判資料になるかと思います。

こちらに示しているとおり、事業終了準備期間の終了年度であります令和７年度まで長期保全計画の見直しを実施いたしました。

詳細は割愛いたしますが、こちらに示したとおり、計画的に保全を実施していくことを考えております。

トピック的なことを言えば、令和７年度になるのですけれども、一番最後の裏になるかと思います。計測制御というところがありますが、こちらの計測制御システム、総合監視するというようなＨＩＳと呼ばれるところがあるのですが、これの本体交換、あるいは、一番下の操業管理システムのハードウェア、ＯＳの交換といったシステムに関する更新を令和７年度に予定しております。

増設施設におきましても、同様に適宜見直しを実施しておりまして、安全・安定操業を継続してまいります。

以上、資料５－１の説明でございます。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】

続きまして、資料５－２の長期処理の見通しですけれども、こちらは、先ほど議題（３）で環境省の神谷課長からご説明していただいておりますので、この場での説明は省略させていただきます。

資料５は以上になります。

【ＪＥＳＣＯ・大島副所長】

すみません。１点、資料の訂正をさせてください。

長期保全計画の資料本文の３ページと４ページですが、資料４という表現になっております。３か所ほどございます。３ページ目の上のほうの資料４別紙１となっていますが、これは資料５－１でございます。資料４というところは全て資料５－１と修正をお願いいたします。

おわびして、修正させていただきます。

以上です。

【船水座長】

ありがとうございました。

それでは、今のご説明について質問等はございますか。

いかがでしょうか。

それでは、私から１個だけお伺いします。

最後のほうでご説明いただいたように、令和７年度末の事業の終了準備期間まで処理をするに当たって、少し計画をつくり直したといいますか、追加をしていただいたと理解しております。ルーチンで毎年毎年消耗品的に、もしくは定期的に交換していくものはあり得るかと思いますが、制御系云々というふうに新たに出てきたような、保全が１年延びたからとか２年延びたからやらなければいけなくなったものもあるという理解でよろしいでしょうか。

【ＪＥＳＣＯ・大島副所長】

そのとおりでございます。

処理期限が延長になるということと、もう１点は、解体撤去が仮に始まった段階でも設備の洗浄が必要になりますので、いわゆる運転が必要になります。したがって、計装設備とかいわゆる制御系、もともとそこまで使わなくていいなというふうに想定されたものが、代替品がなくなってしまうとか、そういった期限が参りますので、新たに期限が延長されたことによって、そういったことも必要になってきたということでございます。

【船水座長】

分かりました。ありがとうございます。

ほかにもしご質問がなければこの議事を終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは次に、議事（６）のその他です。
私が承知する限り、事前の用意はございません。委員の皆様から何かありますでしょうか。

【○○委員】
福島事務所にお伺いしたいのですが、ＰＣＢ特措法は平成１３年７月、つまり２００１年からスタートしているわけでありますから、先ほどの質問とちょっと関連するのですけれども、原発が発災したのが２０１１年ですから、２００１年から２０１１年までのＰＣＢを保管している部分ですね。それから、実際にこの前にお聞きした中では、仮置場というものができて、そこに移動したのは５年ほど前だということです。そうすると、発災後、仮置場にまだ移る前のものがどの程度あるのか。それから、三つ目は、仮置場ができて、真っすぐ仮置場に入れたものがどの程度あるのかという分類は果たしてできているのかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。
それから、２点目ですが……

【船水座長】
お待ちください。一件一件行きましょう。
今の件は、今、データがありますか。もし手元になければ、次回、きちんとお示しをいただくというふうにしようと思いますが、今あればご発言ください。

【福島地方環境事務所】
福島地方環境事務所ですが、今、対策地域内の廃棄物については、再度整理をしているところですので、またデータを取りまとめてお伝えできればと思っております。

【船水座長】
今の件は、次回、データを示してください。
こういうデータが欲しいという内容については理解されましたか。そのことに関して、環境省、福島事務所、もしくは道庁から質問はありますか。

【福島地方環境事務所】
対策地域以外の事故の前のＰＣＢ廃棄物の数量ということでしょうか。

【○○委員】
対策地域も含めてです。

【船水座長】
対策地域も含めてということですね。

【○○委員】
当然、２０１１年の前は放射能に汚染されていないわけで、それ以前にそこにあったものもあろうかと思うので。

【福島地方環境事務所】
確認して、整理をさせていただきます。

【船水座長】
分かりました。お願いします。
では、もう１件について、どうぞ続けてください。

【○○委員】
もう１点は、環境省さんに伺いしたいと思います。
いわゆる放射能に汚染された廃棄物の件ですが、いろいろと意見交換を見ていますと、スケジュールどおりに行かないのではないのかというふうに想像します。そういったスケジュールについて、当初は大方決めてあったと思うのですが、その辺の変更はないのかどうかということです。
それから、前回の円卓会議の中でも話がございましたけれども、今、フェリーが八戸及び宮古とはつながっていないわけですが、輸送手段についてどんなふうにするのか、確定をしたのか、あるいは何か検討をしておられるのか、その２点についてお伺いいたします。

【船水座長】
ありがとうございます。
今お答えいただけるようでしたらお願いします。

【環境省・神谷課長】
ありがとうございます。
スケジュールについては、３月の段階で一度お示ししたのですが、その後、説明会の中でご説明したように見直しをしており、今、具体的にいつというふうに明示した形のスケジュールはございません。１２月の段階で受け入れていただけるというお返事をいただきましたので、今後、北海道事業の事業計画、操業状況などを見ながら、適当なタイミングでまた地元とご相談しながら決めていきたいと思っております。

それから、輸送手段については、フェリーが休止になったという状況は今のところ変わっていないと理解してございます。したがって、鉄道貨物による青函トンネルルートの輸送を中心に考えていくということで、これも説明会の中でそういう方針の変更もご報告しながらやってきており、今もその方向で行く予定でございます。

【船水座長】
どうもありがとうございました。
その他ということで、ほかに何かご発言はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは、１７分ぐらい過ぎてしまったことをおわびしなければいけませんが、議事はここまでとさせていただこうと思います。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

【事務局・中尾課長】
次回の監視円卓会議の日程についてご連絡差し上げたいと思います。
これについては、改めてご案内させていただく予定ではございますけれども、座長とも相談させていただきながら、来年度、今年の５月から６月頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【船水座長】
ありがとうございます。
ほかに何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは、議事を終了し、事務局にお返しします。

３．閉　　会
【事務局・中尾課長】
船水座長、どうもありがとうございました。
委員の皆様におかれましては、本日は、限られた時間の中で貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、音声がつながらなく、こちらのミスでスタートが遅れたことについても改めておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

以上で、本日の会議を終了いたします。

今日は、ありがとうございました。

○　その他

【web 開催欠席の委員から次のとおりご意見があった】

まず、会議議事録を拝見すると、円卓会議における環境省の方ほかのご説明として、「～だから問題ない」「～だから適切である」という断定的説明が多いように感じます。市民は「大丈夫か」とまずは不安が先に立つものなので、もっと噛み砕いてかつもっと色んな形で住民の理解を得られる活動を展開し、市民の皆さんの腹に落ちるわかりやすい説明に腐心していただくことが大事だと感じます。放射能は目に見えないので余計に不安です。どうなったら人体に影響を及ぼすのか、放射能量測どう測定するのか、どのレベルだったら問題がないのか、円卓会議でも説明をいただいているとは思いますが、住民説明会の参加者がのべ 176 名で住民への説明が十分とは言い切れないと思います。住民説明会の継続実施、また室蘭市役所や室蘭市長からの積極的な発信も効果的ではないかと考えます。

高濃度 PCB 廃棄物の今後の処理方針に関しては、特に意見はありません。

以　　上